

修理キャンセル時の流れ(フロンガス使用機器用)

A

修理不要返却の場合

ご返却送料はお客様負担となります（福山通運の着払い便にて発送）
お見積もり後、キャンセルされる場合は着払いにて発送させていただきますのでご了承ください。

※修理ではなく廃棄をお考えの所有者様の場合は、所有者様が直接専門の回収業者（登録事業者）に委託し、適切に処理をして頂きますようお願いいたします。
登録事業者様に関しましては、各地方自治体の窓口へ確認をお願い致します。

参考：フロンガスを使用する機器の廃棄処分について

改正フロン排出抑制法が2020年4月1日に施行されました。
フロンの大気放出は禁止されており、放出した場合は厳罰対象となります。
詳しくは右記QRコードから確認できます。



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 HP

B

修理不要廃棄の場合

1. 廃棄代行手数料が発生します。（金額は修理品お預かり確認書参照）
2. 廃棄には**行程管理票が必ず必要**になります。※下記の内容を必ずご確認ください。

廃棄を行う場合に、行程管理制度を使用します。

機器をお使いの方（所有者様）から、フロン類の引渡しを受託した者及び
第一種フロン類充填回収業者様等の間でフロン類が引き渡される場合には、
回収依頼書を発行することにより、第一種特定製品の廃棄等を行う際にフロン類の回収が
確実に行われるようにするのが行程管理制度です。

行程管理制度で使用する書面はフロン類回収に関わるみなさまでの管理・保存が必要となります。

※販売店様、商社様も「記入・保管」が必要となりますのでご注意ください。

行程管理票の流れ

行程管理票は、廃棄物のマニフェスト同様に、A～F票が複写式となっており、
以下の流れでやりとりがされます。※行程管理票は、所有者に購入して頂きます。

